

# ～9月1日は「防災の日」～ 防災力を高めよう！

## 特集



今年6月18日に発生した大阪北部地震、西日本各地に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ、台風による風水害など、近年は災害が頻発しています。

災害による被害を少なくするためには、市や府、国などが取り組む「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近な人同士が助け合う「共助」が連携して、地域の「防災力を高める」ことが大切です。

避難行動や情報の入手方法、避難訓練など、日頃の防災対策に役立つポイントをまとめました。

▼問い合わせは危機管理課(☎754・6263)



3市2町の  
合同防災訓練



避難所の  
体験

### 大阪北部地震

6月18日(月)午前7時58分発生

- ◎震度 本市の震度は5弱。その後、震度2の余震を3回計測
- ◎市の体制 緊急配備し警戒態勢を継続
- ◎被害状況 負傷者7人、住家の半壊1棟、一部損壊198棟(罹災証明申請分)  
公共施設の主な被害は、旧伏尾台小学校の擁壁の亀裂、五月山体育館の天井落下など

### 平成30年7月豪雨

7月5日(休)未明から8日(日)の明け方にかけて

- ◎雨量 伏尾台で累計475<sup>ミリ</sup>(1日最大277<sup>ミリ</sup>、時間最大40<sup>ミリ</sup>)  
池田で累計399<sup>ミリ</sup>(1日最大215<sup>ミリ</sup>、時間最大30<sup>ミリ</sup>)
- ◎市の体制 5日 午前9時50分 土砂災害警戒情報発表・災害対策本部設置  
午前11時30分 土砂災害警戒区域に避難準備・高齢者等避難開始発令  
午後5時 土砂災害警戒区域に避難勧告発令  
6日 午後8時 土砂災害警戒区域の一部に避難指示発令
- ◎避難所 避難所6カ所開設、最大避難者数は18世帯48人
- ◎被害状況 人的被害なし。地震の影響が残る家屋で雨漏りなどあり  
公共施設などの主な被害は、旧山の家斜面の亀裂、秀舞台付近の土砂崩れ2カ所、猪名川運動公園の冠水、五月丘5丁目人家の裏山の一部崩落など
- ◎使用できない施設等 五月山体育館プール、猪名川運動公園

## 大阪北部地震と平成30年7月豪雨の 市内の被害について



猪名川増水により冠水した猪名川運動公園

災害はいつ発生するか分かりません。災害に備えるため各家庭で取り組むべき主な対策を紹介します。

## 非常持ち出し品

いざという時のために、非常持ち出し品をそろえ、いつでも持ち出せるようにしましょう。両手の自由になるリュックサックが最適です。

**重さの目安は、男性 15kg、女性 10kgです。**

### 非常持ち出し品の例

- 食料・飲料水 3 日分 (1人 3 リットル/日)
- 貴重品 (預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など)
- ラジオ ● 懐中電灯 ● 予備電池 ● ロウソク
- 着替え ● ヘルメット ● 防災ずきん ● 常備薬
- 雨具 ● 介護用品

## 非常備蓄品

**家族が最低3日間は過ごせるように備蓄しましょう。**

普段から少し多めに食材、加工食品を買っておき、使った分だけ新しく買い足していくと、常に一定量の食料を家に備蓄しておくことができます。

**例**

	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 飲料水	-----	<input type="checkbox"/> アルファ米	-----
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> インスタントラーメン	-----	<input type="checkbox"/> 缶詰	-----

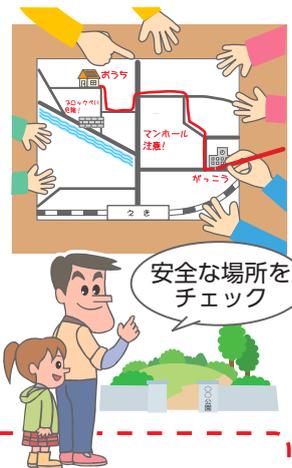
## 避難場所と経路の確認

災害によって被災するかは、どの河川や山で災害が発生するかによって異なることはもちろん、同じ災害でも住んでいる場所や建物によって異なります。

本市では、できるだけ小学校区が同じページとなるように「ハザードマップ」を作成しています。また災害の種類によってページを変えることでどの災害に注意すべきかが一目で分かるようにしています。

ご自宅や勤務先など拠点となる場所が、どの災害に対して備えるべきかを確認し、備えや避難行動についてご家族やご近所の方と話し合い、いざというときに備えましょう。

ハザードマップを確認して、避難経路を家族で実際に歩いてみましょう。



ハザードマップは市ホームページからダウンロードできます。

## 家族で安否の確認方法などを決めておきましょう



別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日頃から安否確認の方法や集合場所などを、事前に話し合っておきましょう。災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあります。その際には次のサービスを利用しましょう。

## NTT 災害用伝言ダイヤル

局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。  
※一般加入電話や公衆電話、一部のIP電話からご利用できます。  
※携帯電話・PHSからもご利用できます。

## 災害用伝言板 (web171)

携帯電話やPHSからインターネットサービスを使用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが、情報を閲覧できます。

平成30年7月豪雨をはじめ、台風による風水害や局地的大雨(ゲリラ豪雨)、集中豪雨による水害、崖崩れや地滑りによる土砂災害などの被害が増えています。そうした災害に備えるための知識や対策を紹介します。

## 雨の強さと降り方

1時間雨量(ミリ)	予報用語	人が受けるイメージ	災害の発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	 ザーザーと降る	長く続くときは注意が必要
20以上～30未満	強い雨	 どしゃぶり	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	 バケツをひっくり返したように降る	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	 滝のように降る(ゴーゴート降り続く)	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	 息苦しくなるような圧迫感がある恐怖を感じる	雨による大規模な災害の発生のおそれが強く、厳重な警戒が必要

**「特別警報」が発表されたら、直ちに市の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。**

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼び掛けます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波などが予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼び掛けます。

**特別警報が発表された場合、その地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。**

※平成30年7月豪雨では、京都府・兵庫県など11府県に「特別警報」が発表されました。詳しくは、気象庁ホームページをご覧ください。

### 知っていますか？

## 市からの呼び掛け「避難準備」「避難勧告」「避難指示」

避難情報は、災害の発生、または発生のおそれがある場合に、災害から住民のみなさんの生命を守るために、気象情報、洪水予報、土砂災害警報などを参考に、市が発令します。

避難情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
市からの呼び掛け	避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	災害が発生するなどさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
とるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者、特に避難行動要支援者は避難を開始</li> <li>上記以外の方は家族との連絡、非常持ち出し品の用意などの避難準備を開始</li> </ul>	通常の避難行動ができない方は避難行動を開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告などの発令後で避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がない場合は生命を守る最低限の行動を開始</li> </ul>

本市は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では死者1人、負傷者168人のほか建物の全壊、半壊など大きな被害を受けました。最近でも平成30年6月18日の大阪北部地震で負傷者7人、住家の半壊1棟、一部損壊198棟の被害が出ました。今一度、地震に備えた対策について考えてみましょう。

## 地震の揺れと被害

### 震度 4

- 眠っている人のほとんどが目覚めます。
- つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。
- 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気づく人がいる。



### 震度 6弱

- 立っていることが困難となる。
- 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
- かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。

耐震性が低い



耐震性が高い



### 震度 5弱

- 多くの人が身の安全を守ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。
- つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
- 窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れているのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。



### 震度 6強

- 揺れにほんろうされ自分の意思で行動できない。
- 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。
- 多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

耐震性が低い



耐震性が高い



### 震度 5強

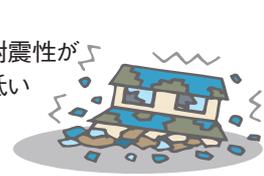
- 非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。
- 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。
- 補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。



### 震度 7

- 揺れにほんろうされ自分の意思で行動できない。
- ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。
- ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

耐震性が低い



耐震性が高い



## 地震による家具の転倒を防ぐために

阪神・淡路大震災では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考えて、転倒防止対策を講じておく必要があります。

- 家具が転倒しないよう、家具は壁に固定しましょう。
- 寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。置く場合も、なるべく背の低い家具にするとともに、倒れたときに出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- 手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを備えておきましょう。



## 自主防災組織 の活動

# 「自分たちのまちは 自分たちで守る」

自主防災組織は、地域で協力して災害に備えるための組織です。本市では41の自主防災組織が結成されており「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、地域住民で防災訓練などを実施し、減災に取り組んでいます。



物干し竿と毛布を  
組み合わせた  
簡易担架作成訓練

訓練用水消火器  
を用いた  
初期消火訓練

## 自主防災組織とは？

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことです。通常は地域（コミュニティ：自治会、町内会単位、または小学校区単位などの範囲）内で組織されます。

### どんな活動を行っているの？

災害の発生に備えて被害の発生や拡大の未然防止のために日常行う活動（平常時の活動）と、災害が発生した後に地域内で被害の発生や拡大を防止するために行う活動（災害時の活動）があります。

#### 平常時の活動

- ミニコミ誌の発行、講習会の開催など、防災に対する知識と心構えの啓発活動
- 消火資機材の点検整備、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など、災害発生の未然防止のための地域活動
- 介護を必要とする人の把握、地域内の避難場所・避難路の把握、地域の危険箇所の把握と防災マップの作成など、災害発生に備え地域を知るための活動
- 情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、給食給水訓練など、災害発生時の活動を習得するための活動

#### 災害時の活動

- 地域内の被害情報の収集や防災機関への伝達、市や消防署からの救援情報の住民への周知など、情報収集伝達活動
- 初期消火活動
- 地域住民等の安否確認、避難場所への誘導、介護が必要な人への援助など、避難誘導活動
- 負傷者の救護など、救出救護活動
- 給食給水活動（備蓄食料などによる給食、救援物資《食料、飲料、水など》の避難場所への運搬及び分配）



# 平成30年7月豪雨で発揮した 一庫ダムの防災効果

本市では、活発な梅雨前線の影響により7月5日(休)未明から8日(日)の明け方にかけて、伏尾台で累計475<sup>ミリ</sup>（1日最大277<sup>ミリ</sup>、時間最大40<sup>ミリ</sup>）、池田で累計399<sup>ミリ</sup>（1日最大215<sup>ミリ</sup>、時間最大30<sup>ミリ</sup>）の豪雨が降りました。

この豪雨により猪名川は、水位が大幅に上昇。小戸観測所では一時水位が最大2.23<sup>メートル</sup>（参考：氾濫注意水位2.5<sup>メートル</sup>、避難判断水位3.4<sup>メートル</sup>、氾濫危険水位4.0<sup>メートル</sup>）になり、氾濫注意水位まで迫りました。

## 浸水被害を未然に防いだ一庫ダム

一庫ダム流域では、7月5日の降り始めから8日までの総雨量が550.9<sup>ミリ</sup>（一庫ダム流域平均雨量）を記録。特に最大日雨量は、ダムの計画雨量263<sup>ミリ</sup>を超える330<sup>ミリ</sup>（7月5日）を記録し、ともに管理開始以降最大を記録しました。

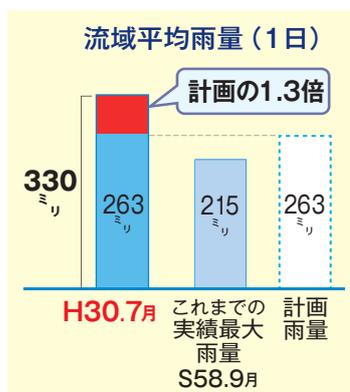
この降雨により、5日21時42分にダム流入量が最大の毎秒630立方<sup>メートル</sup>となりましたが、ダムが満杯に近づく中でも、洪水時最高水位に迫る水位まで貯水池を活用して洪水調節を行い、総量約1,600万立方<sup>メートル</sup>の洪水を貯留、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約80%低減。これにより、ダム下流の多田院地点（川西市多田院地先）の最高水位は7.51<sup>メートル</sup>となりピーク流量の発生時刻を約19時間遅らせて避難時間などを確保するとともに、ダム下流河川の流量を低減することができました。もし、ダムがなかった場合には、同じ多田院地点の水位は堤防高の8.26<sup>メートル</sup>より上昇していたと推定され、洪水は堤防から越水し、浸水被害が発生したものと想定されます。



洪水貯留開始前の貯水池  
（7月2日10時頃）



洪水時最高水位に近づく貯水池  
（7月6日17時頃）



平成30年7月豪雨を受けて——一庫ダムより——  
今回、管理開始以降最大の記録的な豪雨に対して、ダム下流へ流す水量を約8割カットするなど、ダムの洪水調節容量を最大限使い役割を果たしました。その後も降雨が続いたことから、異常洪水時防災操作を実施することとなりましたが、浸水被害なしでこの豪雨を乗り切ることができましたのは、下流河川の改修が進んだことも要因と考えております。

今後も、関係機関との連携を図り、的確な防災操作を実施していきますので、引き続きご支援・ご協力をよろしくお願ひします。 一庫ダム管理所長 後藤浩一

### ■一庫ダムの目的

兵庫県川西市一庫字唐松に位置する淀川水系猪名川のダム。このダムは、洪水調整、水道用水の供給、既得取水の確保・河川環境の保全と3つの役割を目的に昭和58年3月に完成。以来、猪名川流域の人びとの日々の暮らしを守っています。



# 大阪880万人訓練



災害時に情報を正しく認識し行動するために大阪880万人訓練を実施します。

いざというときに備えて、みなさんも訓練に参加しましょう!!

## ■開催日時

9月5日(水)午前11時

午前11時：地震発生

午前11時03分頃：大津波警報発表

(府から訓練用のエリアメール／緊急速報メール\*が届きます)

午前11時15分頃:本市から訓練用のエリアメール・緊急速報メールが届きます

## ▶訓練のときにすること

災害が起きたとき、命を守るためにどうすればいいのかを考えて、訓練に合わせて行動してみましょう

## ▶訓練前までに

地震が起きたらどうするのか、家族で話し合います

## ▶訓練当日

話し合った行動をしましょう

その場でできるだけ「命を守る行動」をしましょう

## ▶訓練後には

「命を守る行動」ができたか確認しましょう

※エリアメール・緊急速報メールとは、NTTドコモ、au、ソフトバンクの緊急時のメールで、アドレスではなくエリアにあるスマートフォンや携帯電話にメールを送信するものです。エリアメール・緊急速報メールはマナーモードであっても通話中か電源オフでない限り着信音が鳴ります。そのため授業中や会議中、式典中、映画館、図書館など携帯電話が鳴ってはいけない場合は予め電源を切っておいてください。また、府内のみではなく、京都府、兵庫県であっても、大阪府の近くであれば鳴る可能性がありますのでご注意ください。

# 避難行動要支援者について

避難するのに  
支援を必要としている方は  
いませんか。

## 避難行動要支援者とは

自ら避難するのが困難で、  
避難するのに支援を必要としている方

本市では池田市地域防災計画に基づき、  
下記条件の方を避難行動要支援者として  
名簿を作成しています。

生活の基盤が自宅にある方のうち、

- 要介護認定3～5を受けている方
- 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する方(免疫障害を除く)
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 上記以外で市の支援を必要とする方

下記の場合にも名簿に登載するように求めることができます。

- 避難支援等関係者などが必要と判断したとき
- 上記要件から漏れた方が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めたとき

# 8月30日～9月5日は「建築物防災週間」

建物の外壁や塀は安全ですか。もしものとき、安全に避難できる通路は確保されていますか。

地震や災害はいつ起こるか分かりません。災害から生命や財産を守るため、安全で安心な状態で建物を維持管理しましょう。

## 「建築物防災に関する講演会」

と き＝9月5日(水) 午後1時30分

ところ＝建設交流館8階グリーンホール

(地下鉄「西大橋」駅、徒歩10分)

問い合わせ：大阪建築防災センター ☎ 06-6943-7253